

交運共闘が省庁交渉を実施

待機時間は労働時間、二人乗務特例は運用できない。



交運共闘は12月12日、毎年取り組んでいる省庁交渉を実施しました。厚生労働省、経済産業省、国土交通省に対し、交通運輸産業で働く労働者の実態を踏まえた要請として「交通運輸労働者等の労働条件の確保」や「国民の安心・安全の確保に反する規制緩和推進政策の中止」をはじめ、長時間労働の是正、過労死防止、安全対策の強化、公正な取引環境の確立などを求めました。

交運共闘は、陸・海・空・公務の仲間が結集する組織であることから、要請内容は多岐にわたりましたが、11月6日中央行動で提出した交運共闘個人請願項目に基づく内容を基本に交渉を行いました。

建交労は、厚生労働省に対し、改善基準告示の再改正をはじめ、待機時間の取り扱いや二人乗務特例の運用について質問を行いました。

待機時間については、使用者の指揮命令下にあり、車両から離れることができない場合は労働時間に該当することを改めて確認しました。また、改善基準告示における二人乗務特例については、車両内ベッドでの休息を前提とした制度であることから、労働基準局長が定める要件、すなわち①長さ198cm以上かつ幅80cm以上の連続した平面であること、②クッション材等により走行中の衝撃が緩和される構造であることが必要であるとされている点を確認しました。その結果、現行車両の規格上、これらの要件を満たさない場合には二人乗務特例の運用はできること、加えてシートベルトなどの安全性が確保されていない実態についても問題点として明らかにしました。また、国交省には車両規格等について問い合わせ、後日の回答を含めた対応を求めました。

引き続き交運共闘は、交通運輸労働者の権利と国民の安全を守る立場から、関係省庁への働きかけを強めていきます。

東京・兵庫トラック部会で総会

12月13日、東京トラック部会第26回総会及び兵庫トラック部会第11回総会が開催されました。東京トラック部会では総会に先立ち、「トラック適正化法を学ぶ」と題した学習会を実施し、全国部会鈴木事務局長が講師を務めました。また、兵庫トラック部会では、足立部会長（中央執行委員長）が総会に駆けつけ、全国トラック部会を代表した挨拶がおこなわれました。

